

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

平成30年7月27日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

東京都渋谷区神宮前二丁目3番10号
株式会社グラファー
代表取締役 石井 大地

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、民間企業の立場から行政手続を効率化することを目的に設立され、各種手続に関する情報提供メディアの開発、法人登記事項証明書の取り寄せを効率化するサービスの開発などを実施してきた。こうした中、多くの顧客から、商業登記に関する手続の効率化を目的とするサービスの開発を行って欲しいという要望を受けている。

そこで、当社の新しい事業として、本店移転登記に必要な書類の生成に関し、顧客をサポートするサービスの開発を行うことを検討している。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当。

新事業として当サービスが実現すれば、下記の新たな需要の獲得が見込まれる。

利用件数：80,800件／年

収入：8億800万円／年

費用：システム関係費用 5,000万円（初期投資）、運転費用 2億円／年

収益：5億5,800万円／年

※単価：当社インタビューをもとに、10,000円と仮定

※利用件数：法務省が公開している2016年の「会社及び登記の種類別 会社の登記の件数」を元に、「登記事項の変更件数：808,267件（本店・支店の合計）」のうち、10%が当サービスを利用するものと仮定

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

実施事業者（甲）：株式会社グラファー

(2) 事業概要

利用者は、甲の制作したWebサイトを通じ、本店移転登記に必要な書類を簡単に生成することができる。利用者は、生成した書類を印刷し、所轄の法務局に提出する。さらに、利用者が希望する場合は、必要書類の印刷及び登録免許税として本店移転登記に必要な額の収入印紙の同封も依頼することができる。

※利用者としては、法人の登記事務担当者、中小企業の代表者、司法書士等を想定。

具体的な事業の流れは以下の通りである。

<事業の流れ>

(ア) 利用者は、甲の制作したWebサイトにアクセスし、本店移転登記手続に必要な書類を洗い出すための質問に対し、利用者の判断で順次回答をする。この質問と結果は機械的に決まっているものであり、何らかの判断により変わりうるものではなく、また、利用者の判断に対し、アドバイスをするようなものではない。

※別紙「本店移転必要書類フローチャート」参照

(イ) 利用者の判断によるすべての質問への回答後、その結果により確定した本店移転登記手続に必要な書類の一覧が表示される。

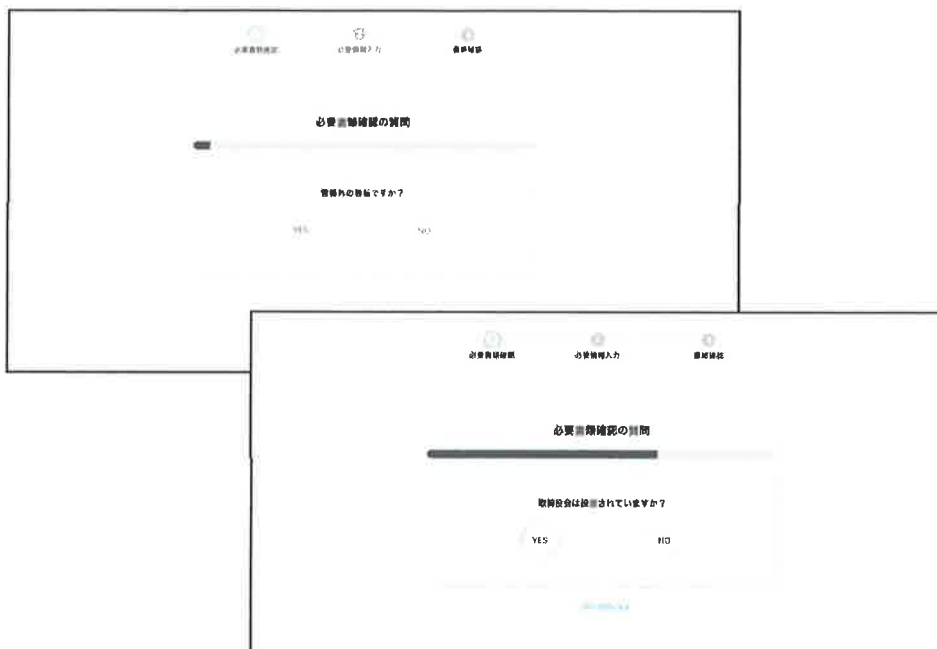
※本システムを構築する際に必要となる（ア）（イ）の質問等のフローチャートの作成及び監修は、司法書士に依頼し、最終的な必要書類・項目を司法書士の確認を得る。

◆ (ア) から (イ) のイメージ図 ※開発中の画面

(ア) - 1 申し込み開始画面



(ア) -2 質問及び回答画面



(イ) 手続に必要な書類の一覧画面



- (ウ) 利用者は、本店移転登記手続に必要な書類を生成するために必要な項目（法人名、代表者名等）を順次入力する。
- (エ) 入力された情報は、Webシステムで自動的に必要書類として生成される。
- ◆ (ウ) から (エ) のイメージ図 ※開発中の画面

(ウ) 必要事項入力画面

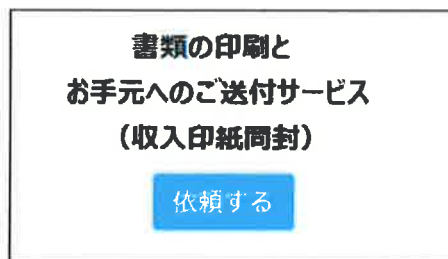
(エ) 必要書類生成画面

※利用者が入力した情報を元に、下記のように黄色ハイライト部分が自動的に入力された様式が生成される。

- (オ) I 利用者は、生成された必要書類をWebサイトからダウンロードし、印刷した必要書類に押印及び収入印紙を貼付したうえで、利用者が所轄の法務局に提出する。
II 利用者が希望する場合は、甲が当Webサイトで生成された必要書類の印刷代行及び

登録免許税として商業登記に必要な額の収入印紙の購入代行を行う。
この場合、当Webサイトに表示される「書類の印刷とお手元へのご送付サービス（収入印紙同封）」（仮称）の「依頼する」というボタンをクリックし、表示された画面にて必要書類等の届先を入力する。

◆イメージ図 ※開発中の画面



甲は、必要書類を印刷し、必要な額の収入印紙（金額は一義的に定まる）を書類にクリップ留めして同封し、利用者が指定した届先に送付する。利用者は、送付された必要書類の内容を確認し押印をしたうえで、所轄の法務局に提出する。

なお、このサービスで徴収する料金は、利用者から徴収するのは書類の印刷と送付に対する手数料・消費税のみであり、収入印紙の購入と送付に関しては手数料・消費税は徴収しない。司法書士や他士業が行っているのと同様に、報酬と収入印紙の項目を明確に分け、その旨をサービス内に記載する。

（3）新事業活動を実施する場所

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期 事業スケジュール

2018年4月～6月	Webサイト整備
2018年6月	試験サービス(β版)提供開始
2018年8月	必要な改良をし、サービスの本格提供開始
2019年1月	事業の総括、事業継続の可否判断

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

司法書士法

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

【第三条第一項第六号以下 省略】

(非司法書士等の取締り)

第七三条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5. 具体的な確認事項

当社が検討する下記の（ア）（イ）の新事業が、司法書士法第三条第二項の規制の対象である「作成すること」に該当せず、司法書士又は司法書士法人でなくとも事業として行うことが可能かどうかを確認したい。

（ア）サービス上で、利用者に本店移転登記手続に必要な書類を洗い出すための質問に対し、利用者の判断で回答させ、一義的な結果を表示し、利用者が入力した情報を自動的に本店移転登記の書類として生成すること

（イ）（ア）で生成した書類を代行印刷し、登録免許税として本店移転登記に必要な額の収入印紙（一義的に金額は定まる）を同封し、利用者へ送付すること

<当社の見解>

5の（ア）に関する当社の見解としては、当事業は、当社が本店移転登記に必要な書類を作成するものではない。当事業は、予め司法書士（または弁護士）に作成・監修を依頼した質問と結果を元に一義的に本店移転登記手続に必要な書類が導き出されるサービスを提供するものであり、その質問への回答は利用者が判断するものである。つまり、当事業は、利用者の判断で回答し、その結果として一義的に導かれた必要書類に対し、利用者が必要情報を入力することで法務局に提出する書類として自動的に生成するのみである。いわば、本店移転登記に必要な書類の雛形に

利用者が必要事項を記入するという作業をWebシステムにより効率化するサポートを行っているだけのものであり、書類作成の主体は当然に利用者であると考えている。このため、当事業は、司法書士法第三条第二項の規制の対象には該当しないと判断する。

また、5の（イ）に関しては、利用者の判断と回答、入力により自動生成された書類を代行で印刷し、収入印紙を同封して送付するという司法書士の専門的な判断が一切不要な作業の代行であるため司法書士法第三条第二項の「作成すること」に該当しないと考える。また、たとえ司法書士法人や司法書士であっても、書類の印刷や発送、収入印紙の購入といった作業は、補助者またはそれ以外の司法書士資格のない事務員が行っている場合がほとんどであり、これは司法書士法上も問題がない作業であろうと推察する。このため、当新事業の（イ）も「作成すること」には該当せず、司法書士法の規制の対象ではないと考える。

6. その他

照会の結果、司法書士法の規制の対象に該当せず、本事業が開始された場合、これまで利用者が多くの工数を掛けて作成していた本店移転登記必要書類の作成の効率化がはかられ、より創造的で発展的な業務に時間とエネルギーを使うことが可能となる。また、収入印紙を買いに行く時間も捻出できない小規模事業者の利用者にとっては、より迅速で効率的な登記が可能となり、本来の事業活動に専念できるものとなる。

本事業は、2018年1月のeガバメント閣僚会議で決定された「デジタル・ガバメント実行計画」が目指す社会像を実現するものであり、「サービス設計12箇条」に沿ったサービスを国民に提供できる可能性を持つものである。また、当事業によって、多くの国民がより高度な業務に専念することができるようになり、働き方改革の推進や残業時間の短縮、企業の生産性の向上、引いては日本国全体の生産力の向上の一端として機能するものと考えている。

以上